

地黄湿地再生保全検討会議規約

地黄湿地の保全については、平成10年6月29日付の「大阪府緑地環境保全地域」の指定以前から、「地黄湿地保全委員会に関する覚書」に基づき、保全活動が継続され、特に平成17年度以降、専門部会を設置して調査、保全活動を実施して来た。

この間、周辺森林を含む植生の遷移の中で、湧水湿地の陸地化が進み、当該湿地の指標種ともなっていたハッチョウトンボやサギソウ、トキソウ、モウセンゴケなどの衰退が顕著となって来ている現状と上記覚書の趣旨を踏まえて、以下の通り地黄湿地再生保全検討会議の規約を定める。

(目的)

第1 地黄湿地の再生と保全を目的として、当該地の保全活動関係者が一堂に会して、その推進方法を検討し、適切な活動に結びつけるべく地黄湿地再生保全検討会議（以下、「検討会議」と言う。）を設置する。

(検討)

第2 検討会議は、大阪府緑地環境保全地域の保全計画（平成20年2月改正）を踏まえて、次に掲げる事項について検討する。

- 1) 地黄湿地の再生と保全に関すること
- 2) 地黄湿地周辺の森林の保全と管理に関すること
- 3) 保全情報の公開とボランティア活動の充実に関すること
- 4) 地域との連携に関すること
- 5) その他、第1の目的の実現に必要なこと

(委員)

第3 検討会議の委員は、別表に掲げるもので構成する。なお、新規の委員は、会長の推薦により、既委員の2分の1以上の賛同を得て、委員となることが出来る。

(役員)

第4 検討会議に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は会務を統括する。
- 4 会長は副会長を指名する。副会長は会長を補佐し、会長を欠く場合はその職務を代行する。

(会 議)

- 第5 検討会議は、会長が招集し、会長がその議長を務める。
- 2 検討会議は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を徴することが出来る。
 - 4 検討会議の検討結果については、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会が行う当該地の保全活動を実施するに当たり、これを最大限尊重するとともに、検討会議の委員は、これを充分参酌するものとする。

(事務局)

- 第6 会議の事務局は、公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会に置く。

(経 費)

- 第7 検討会議に要する経費は、事務局が負担する。
- 2 委員は、無報酬とする。
 - 3 検討会議の必要により出張した場合は、実費弁済することが出来る。

(その他)

- 第8 検討会議の運営に関し必要な事項は会長が定め、重要事項については委員に報告する。